定　款

株式会社 ポーラ・オルビス ホールディングス

株式会社ポーラ・オルビスホールディングス　定款

第１章　総則

（商号）

第１条　　当会社は、株式会社ポーラ・オルビスホールディングスと称し、英文では「POLA ORBIS HOLDINGS INC.」と表記する。

（目的）

第２条　　当会社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 化粧品および石鹸の製造、販売
2. 食料品の製造、販売
3. 化粧雑貨、服飾品、宝飾品、室内装飾品、日用雑貨の製造、販売
4. 医薬品および医薬部外品の製造、販売
5. 動物用医薬品、飼料添加物、農業用薬品、試薬およびその他の化学製品、医療用具、歯科材料の製造および販売
6. 前各号の製品の貿易
7. エステティックサロンの経営
8. 不動産の取得、所有、処分および貸借
9. 不動産の管理および賃借の受託
10. 不動産の売買およびその仲介
11. 宅地、工業用地等の造成および売買
12. 建物および建築物付帯設備等の設計・施工業務
13. 建物および建築物付帯設備の運転管理、清掃管理、駐車場管理および警備の総合管理業務
14. その他不動産行為に関連する事業への投資およびその保全行為
15. 各種印刷、図案紙器の製作および一般和用紙の販売
16. 労務・経理等の事務代行業務
17. 子会社への金銭の貸付および金銭貸付の媒介
18. 前各号に附帯関連する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　　当会社は、本店を東京都品川区に置く。

（機関）

第４条　　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

（公告の方法）

第５条　　当会社の公告は、電子公告とする。ただし、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載してする。

第２章　株式

（発行可能株式総数）

第６条　　当会社の発行可能株式総数は、800,000,000 株とする。

（自己の株式の取得）

第７条　　当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第９条　　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３．当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第１１条　当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第１２条　当会社は、毎年 12 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主を、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２．前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告をして臨時に基準日を定めることができる。

第３章　株主総会

（株主総会の招集）

第１３条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（株主総会の招集権者および議長）

第１４条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第１５条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第１６条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。

２．会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１７条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．前項の場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（株主総会の議事録）

第１８条　株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第４章　取締役および取締役会

（取締役の員数）

第１９条　当会社の取締役は、10 名以内とする。

（取締役の選任）

第２０条　取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

２．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の解任）

第２１条　取締役の解任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その 3 分の 2 以上をもって行う。

（取締役の任期）

第２２条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第２３条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２．代表取締役は当会社を代表し、会社の業務を統括する。

３．取締役会は、その決議によって取締役社長１名を定めるほか、取締役会長１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第２４条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集）

第２５条　取締役会の招集通知は､会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第２６条　取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２．議決に加わることのできる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。

（取締役会の議事録）

第２７条　取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

（取締役の報酬等）

第２８条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任軽減）

第２９条　当会社は、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

２．当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度額の範囲内で責任を負担する旨を定めた同法第 427 条第 1 項の契約（責任限定契約）を締結する事ができる。

第５章　監査役および監査役会

（監査役の員数）

第３０条　当会社の監査役は、5 名以内とする。

（常勤監査役）

第３１条　監査役会は、その決議により常勤監査役１名以上を置く。

（監査役の選任）

第３２条　監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の解任）

第３３条　監査役の解任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その 3 分の 2 以上をもって行う。

（監査役の任期）

第３４条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（監査役会の招集権者および議長）

第３５条　監査役会は、監査役の互選により、あらかじめ招集者を定めることができる。ただし、他の監査役が招集することを妨げない。

２．監査役会は、その決議によって監査役の中から議長を定める。

３．議長に欠員または事故があるときは、監査役会の決議によりあらかじめ定めた順序に従い、他の監査役が議長となる。

（監査役会の招集）

第３６条　監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議の方法）

第３７条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第３８条　監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

（監査役の報酬等）

第３９条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任軽減）

第４０条　当会社は、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

２．当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につ

き、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度額の範囲内で責任を負担する旨を定めた同法第 427 条第 1 項の契約（責任限定契約）を締結する事ができる。

第6章　計算

（事業年度）

第４１条　当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月末日までとする。

（期末配当金）

第４２条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年 12 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

（中間配当金）

第４３条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。

（剰余金の配当の除斥期間）

第４４条　期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。

２.未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

以　上

制　　定　　平成１８年　９月２９日

改　　訂　　平成２０年　３月２７日
平成２０年１０月３０日
平成２１年　３月３０日
平成２２年　４月　１日
平成２２年１０月１５日
平成２７年　３月２６日
平成２９年　４月　１日
令和　４年　３月２５日
令和　５年　３月　１日
（令和４年３月２５日付 株主総会決議に基づく附則の削除）


POLA ORBIS
HOLDINGS